

帝京大学国際学生寮宇都宮【入寮の手引き】

2018年 2月 26日制定・施行

2018年 9月 18日改正

2020年 4月 1日改正

2021年 9月 27日改正

2023年 10月 31日改正

2024年 3月 1日改正

この手引きは、寮生の皆さんが快適に過ごすことができるよう、生活の中で守らなければならない重要な事項です。必ず内容を熟読し、規則を守ってください。

<ユニット制国際学生寮とは>

『帝京大学国際学生寮 宇都宮』は、様々な国の学生が共に生活する中で異文化交流を行い、国際性を養うことを目的とし、ラウンジ、キッチン、水回り（トイレ・バスルーム）等を共用する、シェア型の国際学生寮です。日本国の法令や学則をはじめとする本学の諸規程、諸規則を遵守するとともに、他の寮生への配慮や気遣いを心がけながら協力して生活することに努めてください。

帝京大学国際学生寮宇都宮の概要

1. 所在地 〒320-0003 栃木県宇都宮市豊郷台 1-1
2. 建物概要 鉄筋コンクリート地上4階建て（最大200名収容）
男性専用区画：1階ユニット部および2階・3階
女性専用区画：4階
3. 共用施設 1階：ラウンジ・コミュニティキッチン・コインランドリー・多目的ホール・音楽スタジオ・和室・宅配BOX・自販機コーナー
2階～4階：コミュニティキッチン・ランドリー
4. ユニット 定員：4名
共用部：リビング・洗面所・脱衣所・浴室・トイレ・クローゼット・収納BOX・下足入れ
個室：洋室8.4㎡（5.5畳）・クローゼット・エアコン・ベット・机・椅子
5. インターネット Wifi 完備 ※利用制限あり
メール・LINE等の送受信やネット検索などの低負荷な利用に限ります。
動画視聴・ネットゲーム・ネット電話など高負荷な利用を希望する方は各自でWifiルーターをご用意ください。

入寮条件・入寮期間

- 1) 入寮できる者は、次の①～③の全てを満たす者とします。
 - ①帝京大学の学部生・大学院生・外国人留学生・その他本学が認めた者。
 - ②喫煙しないことを誓約した者。
 - ③寮則、寮の使用案内、その他のルールを守ることを誓約した者。

- 2) 入寮期間は、原則として2年間です。
- 3) 退学・除籍等、本学に学籍がなくなった際は、退寮となります。
- 4) 休学する際は、退寮となります。
- 5) 本学が特別に許可した場合は、入寮期間を延長することがあります。

入寮費・寮費

- 1) 入寮費は30,000円(税込)となります(入寮時のみ徴収)。
- 2) 寮費は1か月36,000円(税込)となります(設備管理費、光熱水費を含む)。
- 3) 支払い済みの入寮費は、入寮を辞退した場合を含め一切返還できませんので、ご注意ください。
- 4) 退寮日に関わらず、退寮月の寮費は全額発生します。
- 5) 退寮月の翌月以降の支払い済み寮費は、寮生が申請した口座に返還します。なお、返還にかかる振込手数料や海外送金代は、寮生の負担となります。

入寮費・寮費の支払い

- 1) 入寮が許可された者は、入寮費および初回の寮費を募集要項に記載された期日までに、本学指定の口座へ振込みをしてください。
- 2) 寮費の支払いは、月払いまたは半年払いの2通りです。入寮申請時に支払方法を指定してください。
- 3) 月払いは、寮生が申請した口座から銀行引き落としとなり、月額350円の手数料が必要となります。ただし、手続きが完了するまでは、本学指定の口座への振込みとなります。
- 4) 半年払いは、本学指定の口座へ期限(前期：4/1～4/30 後期：10/1～10/31)までに振込みとなります。なお、振込手数料は寮生の負担となります。
- 5) 支払方法は、4月または10月の支払い時に変更が可能です。変更を希望する月の3か月前までに管理室に申し出てください。

1. 施設利用上の注意点

1-1. 利用時間

| | | |
|--------------------------------|-----------------------|---|
| 管理室の受付 | AM 8 : 00～PM 9 : 00 | 緊急の場合を除き各種申請や連絡等は、左記の時間内に済ませてください。受付時間外に、緊急を要し、管理室と連絡がとれない場合は、(028-627-7119)まで連絡してください。 |
| 開門/閉門 | AM 5 : 00 / AM 0 : 00 | 開門前の外出は、 <u>事前に</u> 管理室に申請し許可を得てください。なお、認められるのは帰省でバス・電車・飛行機等の出発時間が早朝の場合に限ります。 |
| ラウンジ コミュニティキッチン コインランドリー | AM 5 : 00～AM 0 : 00 | 早朝(AM 7:00 以前) / 夜間(PM 9:00 以降)の使用は騒音の原因になりますので、十分気をつけて使用してください。 |

| | | |
|---------------------------------|----------------------------|--|
| <p>多目的ホール 音楽スタジオ 和室</p> | <p>AM 8 : 00～PM 9 : 00</p> | <p>使用には許可が必要です（先着順）。管理室へ申請し許可を得てください。 （本学または管理室が認めた場合は、使用時間の延長が可能）</p> |
|---------------------------------|----------------------------|--|

1-2.共通

- 1) 共用部分は、各自が常に清潔に保ちお互いに気持ち良く使えるように心がけてください。
- 2) 共用部分の施設・設備は、他の寮生の使用の妨げにならないよう、長時間独占的に使用しないでください。事前予約が必要な施設は、そのルールに従って使用してください。
- 3) 土足禁止エリアはルールに従って使用してください。また、寮内では、スパイク、木製サンダル、下駄などの床を傷つけやすい履物や泥などの汚れがひどい履物の使用を禁止します。
- 4) 男性または女性専用の指定がされている区画は、異性の立入りは禁止です。ただし、本学または管理室の指定する者の見学、清掃、点検、入退寮の引越し作業等の正当な理由に基づく立入りは除きます。
- 5) 廊下には、ユニット内の共用物および私物を置かないでください。

1-3.コミュニティキッチン

- 1) 使用後の食器等は放置せず、洗浄・拭き取りの上、私物の食器等は自身の個室で管理してください。
- 2) 鍋、フライパン、電子レンジ、トースター等の調理器具は、調理後、他の寮生が使用できるよう、速やかに他容器に料理を移して、洗浄・拭き取りの上、所定の場所へ戻してください。
- 3) 炊飯器は、炊飯後のご飯を他容器に移し内釜、上蓋等を洗浄の上、所定の場所に伏せて保管してください。なお、タイマー機能を使つての炊飯や炊飯器内にご飯を放置することはしないでください。
- 4) コミュニティキッチンに、詰まりの原因になるような物質（食材の食べ残し等を含む）を流さないでください。本項に反して詰まりを生じさせた場合の補修費用は、当該寮生の負担となります。
- 5) キッチンの利用が不適切な際は、その階のキッチン使用を一定期間、禁止することがあります。同じ階の寮生全員に迷惑がかかりますので、洗い物・ゴミの処理は適切に行ってください。

1-4.ラウンジ・多目的ホール・音楽スタジオ・和室

- 1) 多目的ホール・音楽スタジオ・和室は、寮生以外は使用できません。ただし、本学または管理室が主催するイベント・教室・セミナー等における主催者・関係者・参加者の使用は可能です。
- 2) イベントを実施する場合は、事前に管理室へ申請し許可を得てください。
- 3) イベント実施の際は、各自で掲示板にて他の寮生へ通知し、他の寮生の迷惑にならないよう配慮してください。

1-5.共用トイレ

共用トイレに、詰まりの原因になるような物質（食材の食べ残し等を含む）を流さないでください。本項に反して詰まりを生じさせた場合の補修費用は、当該寮生の負担となります。

1-6.ゲストルーム

ゲストルームは、本学が招聘した者以外は使用できません。

1-7.コインランドリー

1) コインランドリーの使用は有料です。洗濯機 40 分/200 円 乾燥機 60 分/100 円

両替機は設置しておりません。また、管理室で両替はできませんので、代金は各自で用意してください。

2) 洗濯や乾燥済みの衣類の放置は、他の寮生の使用の妨げになりますので、洗濯、乾燥後は速やかに取り出してください。放置されている衣類は、移動する場合があります。

3) 洗濯機（5 k g）、乾燥機（4.5 k g）の許容重量を越す衣類を入れての使用は故障の原因になりますので、許容重量を守って使用してください。

4) 洗濯機、乾燥機は用法に従い、衣類以外の洗濯、乾燥に使用しないでください。

5) 乾燥機のフィルターは、使用する度に必ず清掃してください。フィルター目詰まりがおきると放熱ができず故障の原因となります。

1-8.自転車・バイク

1) 寮生の自転車またはバイクの持込みは 1 人 1 台までとします。駐輪を希望する際は、管理室に申請し許可を得てください。許可されると登録シールが発行されるので、自転車またはバイクに貼り付けたうえで、本学指定の場所に駐輪してください。また、鍵は必ず各自で施錠してください。

2) 前項の許可無く本学指定の場所に駐輪している自転車・バイクや本学の駐輪場以外に駐輪された自転車・バイクは、本学または管理室の判断で処分・移動する場合があります。

3) 不要になった自転車・バイクは、管理室に申し出た上で、必ず登録シールをはがし、各自で責任を持って廃棄処分してください。

1-9.自動車

1) 寮生の自動車の持込みはできません（学生駐車場は、自動車通学者のためのスペースとなります）。

2) 訪問者が自動車で来訪する際は、事前に管理室へ申請し、駐車許可を受けてください。駐車は本学が指定した場所にしてください（本学敷地内の道路または駐車場に許可なく駐車している自動車を発見した場合、関係機関に通報することがあります）。

1-10.屋外・バルコニー

1) バーベキュー・花火・キャンドル・バーナー・携帯型調理器具等一切の火気の使用および危険行為は禁止です。

2) 飲食や騒音を出す行為、近隣住民の迷惑となる行為は禁止です。

1-11.ユニット（共用部）

- 1) ユニットに入室する際は必ず靴を脱ぎ、靴は下足入れへ保管してください。土足による汚れが認められた場合は、清掃または補修費用の実費を当該寮生に請求します。なお、当該寮生が判明しない場合は、当該ユニットメンバー全員に、実費を均等割りした額を請求します。
- 2) ユニットに設置している冷蔵庫は共用です。ユニットメンバーに配慮して使用してください。他のユニットメンバーの物は許可なく勝手に使用等しないでください。消費期限、賞味期限には十分に注意し、食品の腐敗等がないように注意してください。なお、両期限を過ぎた食品または所有者が不明の食品は、所有者の了解を得ることなく処分することがあります。
- 3) 長期間不在にする場合(長期休暇等)も、冷蔵庫の電源は抜かないでください。カビ発生の原因となります。
- 4) 浴室や洗面所は、他のユニットメンバーの迷惑にならないように、使用する時刻や1回の使用時間等に配慮して使用してください。また、浴室・洗面所で調理器具・食器類を洗うことは禁止します。
- 5) ユニット内の共用部は、ユニットメンバー全員で清掃し、清潔を保ってください。
- 6) 電化製品は電気容量を守って使用してください。延長コードを使って1つのコンセントに複数の電気機器を接続する等の発火のおそれのある使用は厳禁です。
- 7) 共用部へのテレビ・電話・有線LAN等の引き込み工事はできません。
- 8) 自身のユニットに他のユニットの寮生を入室させることは禁止です。
- 9) 安否確認等の正当な理由がある場合、管理室または本学関係者が、ユニット内メンバーの許可を得ずにユニット内に入室することがあります。
- 10) 段ボールをゴミ箱代わりに使用しないでください。また、不要な段ボールは速やかに廃棄してください。

1-12.ユニット（個室）

- 1) 入寮時に説明を受けた生活上の注意事項を遵守してください。
- 2) 個室内に土足による汚れや損傷が認められた場合は、当該寮生に清掃または補修費用の実費を請求します。
- 3) 日常のメンテナンス・簡単な修繕・管球交換等は、寮生が各自の負担で行ってください。
- 4) エアコンフィルターは、取扱説明書に従い1か月に1回程度清掃してください。定期的なフィルター清掃を怠ったことに起因する修理・取替等の費用は当該寮生の負担となります。
- 5) エアコン用コンセントは、エアコン以外の他の電気機器に使用しないでください。
- 6) バルコニーにゴミや私物を置かないでください。
- 7) バルコニーは避難経路のため、通路を塞ぐような物品や固定式の家具(突っ張り棒等)を設置することはできません。
- 8) 個室内床の安全荷重力に制限がありますので、金庫や大型機械等概ね 50kg を超える重量物を持ち込むことはできません。
- 9) 個室内での調理は厳禁です。
- 10) 各個室には鍵が設置されています。自分の個室を離れる際は、短時間であっても必ず施錠してください。

- 11) 電化製品は電気容量（1 個室 1 0 A）を守って使用してください。延長コードを使って 1 つのコンセントに複数の電気機器を接続する等の発火のおそれのある使用は厳禁です。
- 12) 各個室へのテレビ・電話・有線LAN等の引き込み工事はできません。
- 13) 他の寮生や近隣住民の迷惑になる行為は禁止です。
- 14) 個室は 1 人 1 部屋です。また、寮生の希望による個室の変更は一切認めません。
- 15) 本学が必要と判断した際は、個室の変更を命ずることがあります。
- 16) 自身の個室に他のユニットの寮生を入室させることは禁止です。
- 17) 安否確認等の正当な理由がある場合、管理室または本学関係者が、当該寮生の許可を得ずに個室内に入室することがあります。

2.設備・備品

2-1.共通

- 1) 共用施設またはユニット内の家具、電化製品、設備、備品等（以下「備品等」といいます）を、故意・過失により、毀損、破損、汚損した場合は、管理室に速やかに連絡してください。その修理・買換え等にかかった費用は当該寮生の負担となります。当該寮生が不明の場合は、共用施設内の備品等のときは全体の管理費からの支出とし、ユニット（共用部）内の備品等のときは当該ユニットのユニットメンバー全員での負担とし、ユニット（個室）内の備品等のときは当該寮生の負担とします。なお、管理費に不足が生じた場合は、寮費を変更する場合があります。
- 2) 共用施設およびユニット内の改造、模様替え、決められた場所以外にポスター等の掲示物を貼ることは禁止します。
- 3) 共用施設およびユニット内の壁や設備などに、ガムテープ・押しピン・釘などの使用やフック等の取り付けをしないでください。
- 4) 共用施設やユニット内の備品等を持ち出したり、使用したりしないでください。

2-2.カードキー

- 1) カードキーの貸し出しは個室 1 室につき、1 個です。
- 2) カードキーの管理には十分注意し、複製や他人への貸し出しは行わないでください。万が一、紛失した場合、必ず警察に届け出をした上で、速やかに管理室へ申し出てください。
- 3) カードキーを紛失・破損した場合の交換・再発行費用は自己負担となり、即日再発行できない場合があります。

2-3.インターネット

- 1) 寮内は Wifi の使用が可能です。ただし、ファイル共有ソフト、常時接続ソフト等のインターネット転送速度に影響を与える行為は禁止します。また、セキュリティー対策等の管理は各自で行ってください。
- 2) Wifi の ID / パスワードは、寮生以外には教えないでください。
- 3) 快適なインターネット環境を維持するため、不要な通信は控えてください。使用状況により使用料が超過した場合は、寮費の変更を行うことがあります。

- 4) インターネットの接続は、ネット閲覧やメール送信等に限り可能です。動画視聴やインターネットゲームの利用など、高負荷がかかる接続は絶対にしないでください。

2-4.テレビの視聴

コミュニティキッチンのテレビを視聴する際は、他の寮生の迷惑とならないように、時間や音量等に配慮して視聴してください。

3. 生活上の注意

3-1.私物の扱い

- 1) 私物を、共用施設やユニット（共用部）に、設置、放置したりまたは使用したりしないでください。
- 2) 共用施設やユニット（共用部）に設置、放置されている私物は、管理室または本学の判断で処分や移動をする場合があります。
- 3) 私物の紛失、盗難、破損等のトラブルについて、管理室および本学は一切の責任を負いません。

3-2.訪問者

- 1) 訪問者の入館は、寮生が立ち会う場合のみ許可します。
- 2) 訪問時間はAM8:00～PM9:00までとし、訪問の際は必ず管理室の訪問記録簿に必要事項を記入してください。
- 3) 訪問者は1階のラウンジ以外は入館できません。訪問者との談話は1階のラウンジのみで行ってください。

3-3.外泊

- 1) 外泊する場合は、1泊から必ず外泊届を記入し、必ず管理室に事前に申請してください。申請せずに5日以上連続で無断外泊した場合は、退寮したものとみなして寮内の私物を処分することがあります。処分にかかった費用は当該寮生へ請求します。
- 2) 不在の間でも寮費は発生します。割引もありません。

3-4.騒音の防止

寮生または近隣住民の迷惑になるような騒音をたてる行為は禁止です。特に、大声での会話・携帯電話等での通話や大音量でのテレビやラジオ・オーディオプレイヤー等の使用は避けてください。夜間（PM9:00以降）は特に注意してください。

3-5.防災の注意

- 1) 寮内での火気取扱いは禁止です。
- 2) 防災および電気容量超過防止のため、電気ストーブ・灯油ストーブ等の発火のおそれのあるものや、電子レンジ・ホットプレート・電気ポット・ヘアドライヤー・電気ヒーター等の熱を発するものの持ち込みはできません（電子レンジ・電気ポット・ヘアドライヤーはあらかじめ寮内に設置されているものを使用してください）。

3-6.電気・水道の取扱い

節電・節水に努めてください。使用状況により使用料が超過した場合は、寮費の変更を行うことがあります。

3-7.ごみの捨て方・分別

- 1) ゴミ（燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミ等）は、学生寮 1 階北側のゴミステーションに捨ててください。
- 2) ゴミはゴミステーションの BOX に記載された通りに、必ず分別して捨ててください。（分別方法が悪いと収集してもらえません。）
- 3) ユニット（共用部）で出たゴミは当該ユニットメンバー全員で、ユニット（個室）で出たゴミは自身で処分し、共用施設のゴミ箱に捨てないでください。また、使用するゴミ袋は各自で用意してください。

3-8.衛生管理

- 1) 体調不良により嘔吐した場合またはインフルエンザ等を含め感染症の症状が発生した場合は、感染拡大防止のため、すぐに管理室に報告してください。また、本学で行う定期健康診断は必ず受診してください。
- 2) いかなるペット類（犬・猫・鳥等の全ての動物・魚類等）も寮内で飼うことはできません。

3-9.喫煙の禁止

寮生である間は、喫煙を禁止します。

3-10.郵便物・宅配物の取扱い

- 1) 郵便物・宅配物は速やかに取り出してください。
- 2) 管理室では、本人確認が必要な郵便物・宅配便の代理受け取りは原則として行いません。必ず本人が対応してください（転送等の対応も、一切行いません）。ただし、宅配 BOX に入らない、連絡手段がない等の理由で本人受け取りが難しい場合のみ、管理室で一時的に郵便物・宅配便を預かりますので、すぐに管理室で受け取ってください。なお、郵便物・宅配便の紛失や破損等について、管理人や本学は一切の責任を負いません。

3-11.飲酒の禁止

寮内および敷地内での飲酒はできません。

3-12.非常口の確保

非常時の避難の妨げとならないよう、非常口付近には荷物等を置かないください。また、災害発生等の非常時以外は非常口からの出入りは禁止です。

3-13.その他禁止事項

金銭による賭事、販売・顧客勧誘等の商業行為、政治的・宗教的活動の勧誘行為、その他これらに類する行為は一切禁止します。

3-14.お知らせの掲示

大学や管理室から連絡・お知らせがある場合は、管理室受付カウンター横、各階エレベーター横の掲示板上に掲示します。掲示物がある際は、必ず確認をしてください。

4. その他

4-1.アルバイト

アルバイトを行う者は、事前にアルバイト届を管理室に提出してください。なお、アルバイトは門限を守って行ってください。

4-2.全寮生対象のイベント

全寮生を対象としたイベント（歓迎会・季節イベント・防災避難訓練等）には、必ず参加してください。

4-3.退寮申請

- 1) 退寮を希望する者は、管理室に退寮届を提出してください。原則として退寮の申請は一度しかできません。
- 2) 退寮予定日の1か月前までに退寮申請を行ってください。
- 3) 退寮前に個室内の清掃、家具・備品の整頓を行い、退寮時に必ず管理人の点検を受けてください。点検は、年末年始を除くAM9:00～PM5:00の間とします。
- 4) 前期始め（4月）は、寮生の入れ替えがあるため、3月退寮の場合は、卒業式の翌日（3月20日前後）までに退寮してください。
- 5) 管理人の点検時に、個室内に故意・過失による破損、汚損等が認められた場合、修理・買い替えにかかった費用は当該寮生の負担になります。
- 6) 退寮申請をせずに退寮(帰国等)した場合は、管理室より当該寮生へ処分費用を請求し、両親、派遣元大学や日本語学校等に報告します。

4-4.各種手続き

入寮時、退寮時の各種手続き（転入・転出の届け出、国民健康保険の加入・脱退、国民年金の加入および免除・猶予の申請、携帯電話などの契約・解約、銀行口座の開設・解約等）が必要な場合は、各自で早めに手続きを行ってください。

4-5.始末書の提出

- 1) 規定や規則、入寮の手引き等の記載事項に違反した場合は、始末書の提出を命じることがあります。
- 2) 始末書の提出が複数回になった者には、退寮を命じることがあります。

4-6.退寮の強制

寮生に次の事由の一が生じた場合、退寮を命じることがあります。

- 1) 個室を他人に転貸した場合
- 2) 無断で他人を入室・宿泊させた場合
- 3) 喫煙していることが判明した場合
- 4) 他の寮生や近隣住民に重大な迷惑を及ぼす行為を行った場合
- 5) 寮の維持・管理に重大な支障を及ぼす行為を行った場合
- 6) 寮費を計 3 回以上滞納した場合
- 7) この規則に違反する行為や社会通念上問題のある行為があった場合
- 8) 日本の法律等を犯した場合
- 9) 病気その他理由により、寮生活が不相当と認められる場合

この規則は事情により変更されることがあります。

4-7.その他

宗教や身体的に留意事項がある場合は、管理室に申し出てください。